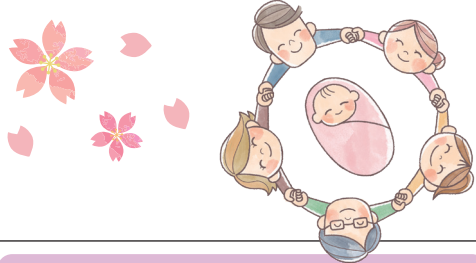





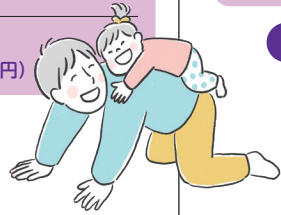





子育てするなら山都町！ 妊 娠 期 から 就 学 後 までの 子育て年表

子育て支援の仕組み

子育て支援の仕組み

	妊娠期	出産時	乳児期～就学後	
健康診査	<p>妊婦歯科健診が無料</p> <p>妊娠期のむし歯も赤ちゃんに影響します。28週までに1回の助成が受けられます。</p> <p>▶詳しくはP20へ</p>		 <p>4か月～小学校高学年まで</p> <p>町独自の健診開催</p> <p>4か月児健診、7か月児健診、1歳児健診、2歳児歯科健診、4歳児歯科(発達相談)健診、小児生活習慣病予防健診(小学5、6年生)を行い、安心して子どもを育てられる環境を整えます。</p> <p>▶詳しくはP21へ</p> 	
経済的支援	 	<p>出産祝い金</p> <p>出生児第1子に3万円、第2子に5万円、第3子に10万円、第4子以降に20万円を支給します</p> <p>●給付の特例もあります 出産の日以後引き続き本町に住所を有し、要件を満たされた場合『誕生祝い金』として一律3万円の支給が受けられます。</p> <p>▶詳しくはP7へ</p>	<p>0歳から18歳まで</p> <p>子どもの医療費が実質無料</p> <p>保険診療分の医療費助成します。山都町内に住所を有する満18歳に到達後の最初の3月31日まで。</p> <p>▶詳しくはP7・P8へ</p> <p>0歳から18歳まで</p> <p>町独自で予防接種の費用を助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ●学童期以降の百日咳、ポリオ予防を目的として5歳から7歳未満で受ける三種混合ワクチンと不活化ポリオワクチン1回分の費用を助成します。 ●おたふく風邪ワクチンの費用を助成します(1歳以降2回分) ●インフルエンザワクチンを契約のある医療機関に限り1回1,000円で接種できます。(6か月児から13歳未満は2回、13歳以上は1回助成します。2歳から18歳は、経鼻ワクチンを1回2,000円で受けることもできます。) <p>※契約外の医療機関で接種した場合は費用の払戻しを行います。(ワクチン毎に上限額あり)</p>	
	<p>妊婦のための支援給付</p> <p>現金5万円 (妊婦給付認定後:5万円、妊娠しているこどもの人数の届出後:こどもの人数×5万円)</p> <p>▶詳しくはP6へ</p> 		<p>乳児期～幼児期まで</p> <p>他町村より保育料が安い</p> <p>保育所・認定こども園の待機児童がゼロ！年度途中入所も受け付けております。</p> <p>小中学校の給食費を無償化します</p> 	
相談	<p>こども家庭センター</p> <p>子育てに関する様々な悩みを一緒に考えます。</p> <p>▶詳しくはP11へ</p>	<p>子育て支援センター</p> <p>心のよりどころとなるよう取り組んでいます。</p> <p>▶詳しくはP12・P13へ</p>	<p>病後児保育室</p> <p>病気の回復期の子どもたちをお預かりします。</p> <p>▶詳しくはP15へ</p>	
その他	<p>母子手帳アプリ「だっこby母子モ」 妊娠から子育てまでをサポートします(利用無料)</p> <p>▶詳しくはP19へ</p>	<p>産後ケア事業</p> <p>▶詳しくはP8へ</p>	<p>子育て短期支援事業 (ショートステイ・トワイライト)</p> <p>▶詳しくはP10へ</p>	<p>放課後児童クラブ</p> <p>▶連絡先はP29へ</p>

子育て応援します!!

色々な制度について

妊婦のための支援給付

出産・子育て世代に経済的支援を行います。

●伴走型で相談支援します

出産前はもちろん、出産後も、相談を通じて、利用できる制度やサービスをご紹介します。

●支給額

妊婦給付認定後：5万円、妊娠しているこどもの人数の届出後：妊娠しているこどもの人数×5万円

国民健康保険税の軽減（令和6年1月1日から）

- 産前産後期間の届出をすると4ヶ月分の国民年金保険料が免除されます！
- 妊娠85日（4ヶ月）以上の出産が対象です。
- 出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。
- 出産予定月（又は出産月）の前月から4ヶ月分の国民年金保険料が納付されたこととなります（将来の年金受給額は減りません）。

出生届

赤ちゃんが生まれたら、役場町民課、各支所住民福祉係へ届出をしましょう。生まれた日から14日以内に提出しましょう。

持っていくもの

- ・出生届（出生証明書付）
- ・母子健康手帳
- ・届出人の印かん（認印可）
- ・国民健康保険被保険者証（加入者）

出産育児一時金

- 国民健康保険加入者の方には、出産一時金の支給があります。
- 社会保険加入者の方は、勤務先にお問い合わせください。

児童手当

- 支給額：3歳未満の第1子と第2子は1万5,000円、第3子以降は3万円
3歳以上～高校生年代の第1子と第2子は1万円、第3子以降は3万円

※所得制限はありません。

※第1子としてカウントする者：大学生年代の年長者（22歳になる年度の3月末まで）。

※詳しくは、健康福祉課にお問い合わせください。

持っていくもの

- ・通帳
 - ・マイナ保険証
 - ・マイナンバーカード
- ※マイナ保険証でない方は資格確認書が必要です。

出産祝い金

お子様の誕生を祝し、健やかな成長を願い、出産祝い金を支給します。

- 支給対象：出生児の父または母になった者で、次のいずれの要件も満たす方

- ①本町に1年以上住所を有すること
- ②子を出産し、及び養育又は監護すること
- ③世帯の世帯員に町税その他の町が徴収する料金等の滞納がないこと

- 支給金額：出生児第1子に3万円、第2子に5万円、第3子に10万円、第4子以降に20万円

【給付の特例】

- ①の要件のみに該当しない方について、出産の日以後引き続き本町に住所を有し、要件を満たすこととなったときは、『誕生祝い金』として一律3万円の支給が受けられます。

持っていくもの

- ・母子健康手帳
- ・通帳

子どもの医療費助成

子どもの疾病の早期治療の促進、その健康の保持及び健全な育成並びに子育て支援を図ることを目的に医療費を助成します。

- 現物給付：県内の医療機関（調剤薬局含む）で受診の際に、毎回マイナ保険証（資格確認書）と受給者証を併せて提示すれば、一部負担金は不要となります。（21,000円未満に限ります。）※現物給付でない場合は領収書での申請となります。（6ヶ月以内に申請）

- 助成対象：山都町内に住所を有する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。

- 助成範囲：助成は子どもの医療費に要した一部負担金に対して行います。ただし、下記については助成の対象外となります。

※高額医療費（限度額を超えた分は保険者に請求してください）と※健康保険組合等で付加給付金が支給される場合、それを差し引いた額を助成します。

※健康保険外の費用（入院時の食事療養費、室料差額、容器代、健康診断、予防接種、交通事故により第三者の賠償となっているときなど）

子ども医療費申請書は、下記の場所に置いてあります。下記の場所で申請することができます。

- 矢部地区 役場 健康福祉課 子育て支援係
- 清和・蘇陽地区 各支所 住民福祉係



お問い合わせ先 山都町役場 健康福祉課…TEL0967-72-1229

産婦人科・小児科遠隔健康医療相談事業

妊娠・出産・子育てに関する不安を軽減するため、令和7年4月より「産婦人科・小児科のオンライン」サービスを導入しました。令和6年8月から試験導入を行い、モニターの方にも大変ご好評いただいています。山都町在住の方であれば、産婦人科医や小児科医、助産師にオンライン（無料）で気軽に相談できますので、ぜひご利用ください。

●利用方法

会員登録後ご利用が可能となります。会員登録には「合言葉」が必要となります。合言葉については、福祉課・各支所で配布のチラシを確認するか、福祉課子育て支援係までお問い合わせください。

いつでも相談

毎日24時間受付

原則24時間以内返信



ウェブサイトからテキストで相談

夜間相談

平日18時～22時

1枠10分の予約制



LINEのチャット/音声通話/
ビデオ通話/電話

日中助産師相談

月・水・金13時～17時

予約なし



助産師とLINEチャット

みんなの相談検索

毎日24時間検索

すぐに結果表示



2万件以上の相談事例を検索

まずはLINEの
友だち追加を！



山都町産後ケア事業

～安心して子育てできるよう産後のサポートを利用しませんか～

出産後、「赤ちゃんのお世話の仕方がわからない」「授乳がうまくいかない」「出産、育児の疲れで体調がよくない」など、サポートが必要な方を対象に産後ケア事業を実施しています。

●利用できる方

山都町内に住んでいる出産後1年以内のお母さんと赤ちゃんで次の事項に該当する方
・感染症罹患や医療行為が必要でない方 ・お母さんの心身の不調又は育児不安のある方
・ご家族等から十分な育児の援助が受けられない方 ・夜間のサポートが必要な方

●事業の内容

・お母さんの身体的ケア及び保健指導、栄養指導 ・お母さんの心のケア
・授乳指導、乳房ケア ・育児手技の指導及び相談 など



お問い合わせ先 山都町役場 健康福祉課…TEL0967-72-1229

ひとり親家庭の方へ

18歳までの子どもを育てているひとり親家庭などの方へ

児童扶養手当

ひとり親家庭や父母がいないため父母以外の方が児童を養育する場合などに、生活の安定と自立を支援し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

◎対象となる方

次の条件にあてはまる「児童」を監護している父または母、もしくは養育者（祖父母など）

- * 父母が婚姻（事実婚を含む）を解消した児童
- * 父または母が重度の障がい状態にある児童
- * 父または母が死亡した児童
- * 母の婚姻によらず懐胎した児童 など

※上記の条件に該当しても、手当を受給できない場合があります。

◎手当額

0円（支給停止）、11,340円～48,050円（一部支給～全部支給）

※児童2人目以降は加算があります。手当額は毎年改定されます。

◎所得制限

請求者および同居する扶養義務者の所得額による制限があります。

ひとり親家庭等医療費助成

ひとり親家庭等に該当すると認定された世帯の医療費の負担を軽減するため、病院や薬局での保険診療にかかる費用の一部を助成する事業です。医療機関・薬局の窓口で、マイナ保険証（資格確認書）と受給資格証と一緒に提示することで、熊本県内全ての医療機関で直接医療費助成を受けることができます。

◎対象となる方

次の条件に当てはまる父または母、児童

- * ひとり親家庭（生活を共にする父子または母子家庭の親と児童）
- * 父母ともいない児童（父または母以外の方に養育されている児童）
- * 障がい者家庭（父または母が精神または身体の障がいにより、長期にわたり労働力を失っている家庭の親と児童）

※児童については、「子ども医療費受給者証」（ピンク色）が優先になります。

◎助成額

保険診療の一部負担金の3分の2相当

◎所得制限および支給されないとき

児童扶養手当の条件と同様

手当を受けるためには、認定請求手続きが必要です。

お問い合わせ先 山都町役場 健康福祉課…TEL0967-72-1229

チャイルドシートの貸し出し

幼児（6歳未満）は、チャイルドシートを使用しなければなりません。
違反した場合は**1点減点**となります。
2ヶ所に対応しています。



山都町子育て支援センター

連絡先：72-1928

利用期間：子ども1人につき通算で1年
(6ヶ月後に更新が必要です)

利用料：無料

その他：里帰りの方も利用できます。
事前予約が必要です。

◎種類や期間については
子育て支援センターにお問い合わせください。

シートの種類

- *チャイルドシート…12台
(うち新生児対応 6台)
- *ジュニアシート…… 9台
(うち背付 5台)
- *ベビーカー…………… 4台
(うち新生児対応 2台)

交通安全協会（山都警察署内）

連絡先：72-0110（ガイダンスが流れ出したら回を、次のガイダンスで回を押すとつながります）

利用期間：1ヶ月（更新あり）

利用料：無料

条件：安全協会に加入の方

◎種類や期間については
交通安全協会にお問い合わせください。

シートの種類

- *チャイルドシート…12台
(うち新生児対応 8台)
- *ジュニアシート…… 5台
(うち背付 1台)

子育て支援短期利用事業（ショートステイ・トワイライト事業）

保護者が病気や出産等といった理由で、家庭で子どもの世話をすることが一時的に困難となったときに、児童養護施設等において短期間子どもを預かり、子育てを支援する事業です。

・事前登録（年度ごとの登録）が必要です。まずは健康福祉課にご相談ください。

お問い合わせ先 山都町役場 健康福祉課…TEL0967-72-1229